京都府 報道発表資料

府政記者室、各広域振興局　同時資料配付

令和４年９月８日

府の手数料もキャッシュレスやコンビニ払いで

～ 収入証紙の廃止に伴い、10 月から新たな納付方法がスタート ～

■ 京都府では９月末で収入証紙を廃止します。10 月以降の各種手数料等の納付については、庁舎窓口での現金納付やキャッシュレス決済、コンビニや金融機関、オンライン納付などの納付方法を選択できるようになりますので、多くの方に周知いただきますようよろしくお願いします。

１　新たな納付方法【10 月から導入】

納付方法	支払方法	該当事例
京都府の庁舎に設置されたレジまたは券売機で納付	現金又はキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、スマホ（コード）決済）	運転免許更新等（運転免許試験センターで納付）
納付書を入手して、コンビニ・金融機関で納付	現金	高校の入学考査料等（募集要項に同封の納付書により納付）
WEB で事前登録して、コンビニで納付	現金	各種証明書（府に郵送で申請することが可能なもののうち一部）
オンラインで納付	クレジットカード決済	納税証明書、教育職員免許状授与証明書 ※令和４年１月から導入済

※手数料等の種別により、対応する納付方法が異なります。詳しくは各手続のホームページなどをご確認ください。

２　収入証紙廃止のスケジュール

（１）証紙の販売：令和４年９月 30 日まで

（２）証紙の利用：令和５年３月 31 日まで

（３）未利用証紙の還付（払戻）：令和４年 10 月１日から令和９年９月 30 日まで

※未利用証紙還付（払戻）方法は９月下旬以降京都府ホームページ「収入証紙を廃止し、手数料等の新たな納付方法を導入します」でお知らせします。

（URL）https://www.pref.kyoto.jp/kaikei/news/shoshihaishi.html

【本報道発表に関するお問合せ】
知事直轄組織会計課　課長　吉田ひろみ　　電話 075-414-5407
主幹兼係長　巽大輔　電話 075-414-5415

令和4年9月末日で

収入証紙を廃止します

京都府収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。
身近なところでは、運転免許の更新や高校等の入学願書、パスポートの申請などに使われています。
※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください（収入印紙は継続）。

令和4年10月からは、いろんな方法で納付できます！

納付書を入手して、コンビニ・金融機関で納付

webで事前登録して、コンビニで納付

オンラインで納付

キャッシュレス決済も可能に！ 申請窓口で直接納付

※納付方法は申請手続の種別により異なります。詳しくは各手続のホームページなどをご確認ください。

証紙の販売は
令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は
令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付（払戻）は
令和9年9月末日まで

還付（払戻）方法などは順次京都府ホームページでご案内します

お問い合わせ 京都府会計課 ☎ 075-414-5415 ✉ kaikei@pref.kyoto.lg.jp